

広島県教育委員会規則第十号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月十五日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表広島県立尾道特別支援学校の項中

知的障害	
小学部	六年
中学部	三年

を

しまなみ分校	知的障害		尾道市因島大浜町	
	小学部	普通科		六年
	中学部	普通科		三年
	高等部	普通科		三年
	小学部			六年
	中学部			三年

に改める。

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項を削る。

別表広島県立尾道特別支援学校の項中

知的障害	尾道市(百島町、浦崎町、向東町、向島町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町を除く。)
------	---

を

知的障害	尾道市(百島町、浦崎町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町を除く。)
------	---

に改め、同表広島

しまなみ分校	知的障害	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町に限る。）
--------	------	---

県立三原特別支援学校の項を次のように改める。

広島県立三原特別支援学校	知的障害	呉市（豊浜町及び豊町に限る。）、竹原市、三原市、東広島市（河内町及び安芸津町に限る。）、豊田郡及び世羅郡（世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷及び安田に限る。）
--------------	------	---

別表広島県立沼隈特別支援学校の項を次のように改める。

広島県立沼隈特別支援学校	知的障害	尾道市（百島町及び浦崎町に限る。）及び福山市（赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで及び沼隈町に限る。)
--------------	------	--

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に広島県立三原特別支援学校の高等部に在学する生徒（尾道市（向東町、向島町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町に限る。）に保護者の住所が属する生徒に限る。）のうち、高等部の全課程を修了していないものは、施行日において、広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校の相当の学部、学科及び学年に在学するものとする。

3 施行日の前日に広島県立三原特別支援学校及び広島県立沼隈特別支援学校の高等部に在学する生徒（広島県立三原特別支援学校にあつては尾道市（向東町、向島町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町に限る。）を除く区域に保護者の住所が属する生徒に限る。）のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学区域については、第二条の規定による改正後の広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（以

下「改正後の就学区域規則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日の前日に広島県立三原特別支援学校の高等部に在学する生徒（尾道市（向東町及び向島町に限る。）に保護者の住所が属する生徒に限る。）のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学区域については、改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校の就学区域にあるものとする。